

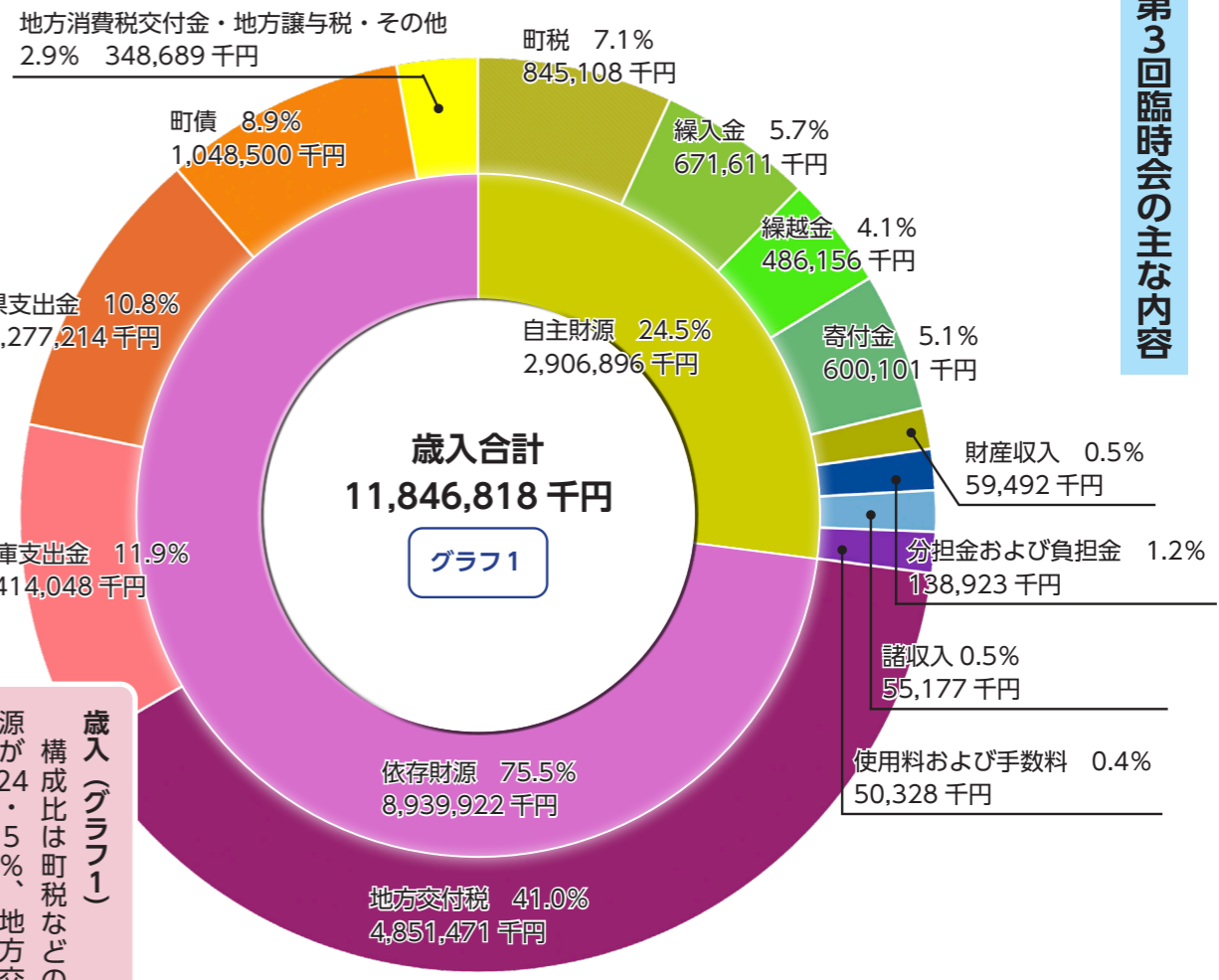
第2回議会定例会および第3回臨時会の主な内容

令和8年第2回長島町議会定例会が6月5日から22日までの18日間の会期で開かれ、令和8年度一般会計補正予算や特別会計補正予算など13議案を可決しました。骨格予算だった当初予算の肉付けとなる令和8年度一般会計補正予算は、22億657万2千円を追加し、総額118億4681万8千円となりました。

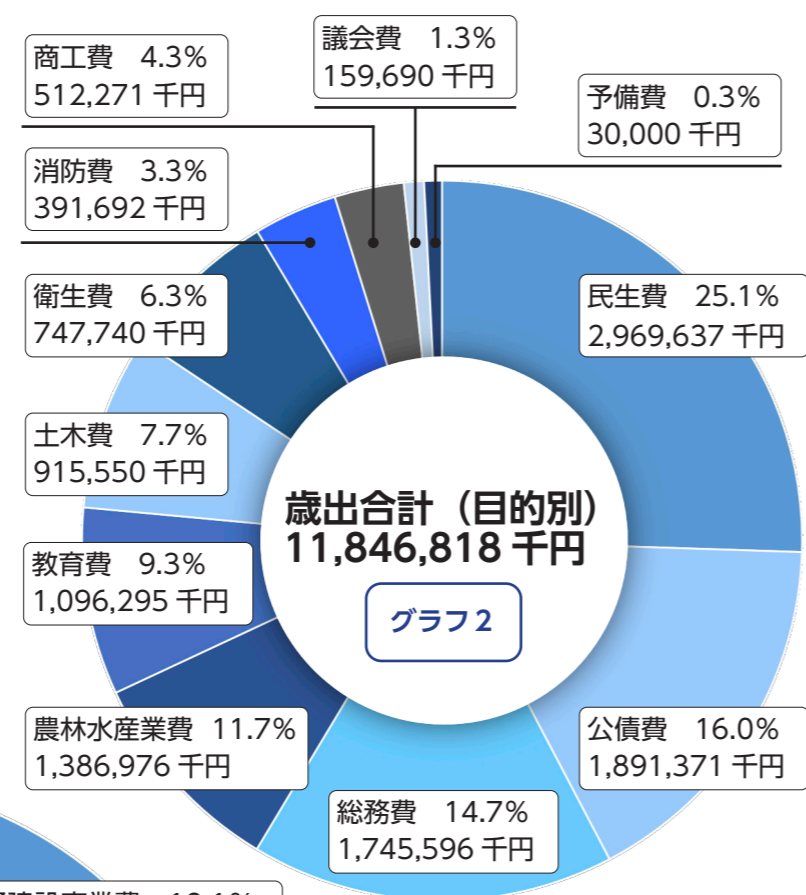
このほか、長島町副町長に長岡勇二氏の選任について同意されました。

また、議員提出議案の長島町立学校設置条例の一部を改正する条例を廃止する条例が可決されたことを受け、川添町長は同条例を再議に付しました。30日に第3回臨時会が開かれ、同条例が改めて審議された結果、否決となり、「鷹巢中に統合後の新たな学校を設置する」という元の条例が再び有効となりました。

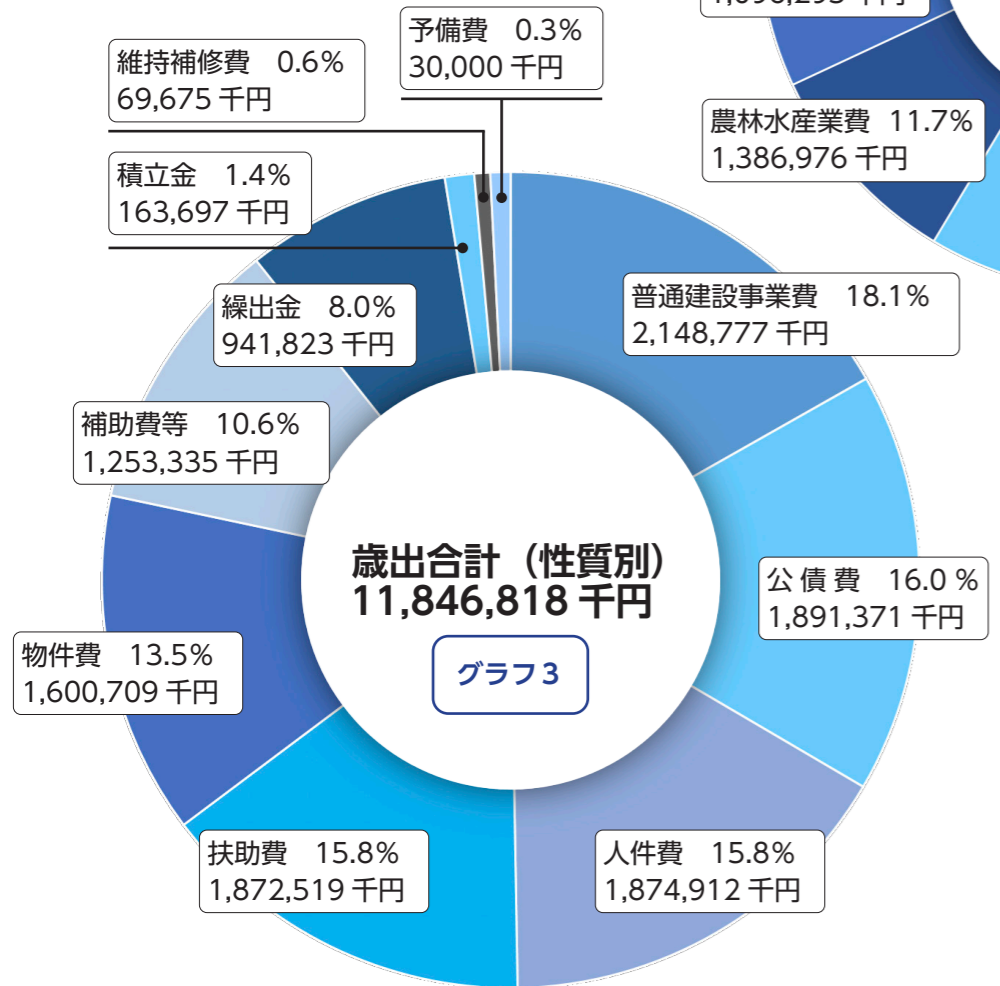
※再議とは、地方自治において首長が議会の議決に対して異議がある場合に、理由を示して議会に審議のやり直しを求める制度です。



歳入 (グラフ1)
構成比は町税などの自主財源が24・5%、地方交付税や町債などの依存財源が75・5%となり、自主財源は依然として厳しい状況にあります。



歳出 (性質別・グラフ3)
歳出(性質別)における主な項目の構成比は、普通建設事業費18・1%、公債費16・0%、人件費15・8%、扶助費15・8%、物件費13・5%の順となっています。



歳出 (目的別・グラフ2)
歳出(目的別)における主な項目の構成比は、民生費25・1%、公債費16・0%、総務費14・7%、農林水産業費11・7%、教育費9・3%の順となっています。

行政用語の解説

- **歳入 (グラフ1)**
会計年度における地方自治体などの収入
地方交付税
国に納めていただいた税金を一定の基準により国から交付される税
- **町税**
町民税、固定資産税など
町民の皆さんが納める税金
- **繰越金**
前年度から本年度へ持ち越したお金
- **国庫・県支出金**
各種事業に対する国・県から交付される補助金
- **町債**
町が借り入れたお金
- **歳出 (グラフ2・3)**
会計年度における地方自治体などの支出
- ・ **目的別 (グラフ2)**
■ **総務費**
全般的な管理事務、企画調整事務、財政事務、選挙事務などの経費
- **民生費**
社会福祉、身体障害者、老人福祉、児童福祉などの経費
- **衛生費**
保健事業、感染予防、廃棄物処理などの経費
- **農林水産業費**
農・林・漁業振興対策の経費
- **土木費**
道路、橋りょう、河川、港湾、公営住宅などの経費
- **消防費**
消火、災害防除、災害時被害軽減などの経費
- **教育費**
教育委員会、小・中学校、社会教育などの経費
- **公債費**
事業を行うために借り入れたお金の償還金
- ・ **性質別 (グラフ3)**
■ **人件費**
町職員の給与や退職金、議員や委員の報酬などの経費
- **扶助費**
児童・高齢者・生活困窮者などを援助するための経費
- **補助費等**
各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などの経費
- **繰入金**
他会計に支出する経費
- **普通建設事業費**
道路、橋りょう、港湾、公営住宅などの建設事業に要する経費